

(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 10 月

合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1) 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧閲覧者数	2
2) 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3) 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1) 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

環境影響評価法第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他の事項を公告し、環境影響評価方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間以上の縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年12月23日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

下記日刊新聞紙に公告を掲載した。 [別紙1]

- ・令和2年12月22日（火）付 北海道新聞（札幌本社版朝刊29面）

② 関係地方公共団体の広報誌等への掲載

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。 [別紙2]

- ・広報いしかり 令和2年12月号
- ・広報とうべつ 令和3年1月号

③ インターネットによるお知らせ

事業者のウェブサイトに掲載した。また、北海道のホームページに環境影響評価図書縦覧情報として、事業者ウェブサイトへのリンクを掲載いただいた。

- ・事業者のウェブサイト [別紙3]

<https://iasmrwp.jp/>

- ・北海道のウェブサイト [別紙4]

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assess-book-info.htm>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等の5箇所での縦覧及びインターネットによる電子縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎等での縦覧

- ・北海道環境生活部環境局環境政策課（北海道札幌市中央区北3条西6丁目）
- ・石狩市役所環境保全課（北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- ・石狩市役所厚田支所市民福祉課（北海道石狩市厚田区厚田45-5）
- ・石狩市民図書館（北海道石狩市花川北7条1丁目26番地）
- ・当別町役場環境生活課（北海道石狩郡当別町白樺町58番地9）

② インターネットの利用による縦覧

- ・事業者のウェブサイト [別紙3]

<https://iasmrwp.jp/>

(4) 縦覧期間

令和2年12月23日（水）から令和3年2月10日（水）までとした。

縦覧時間は各所の開庁・開館時間に準じた。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

※縦覧期間は年末年始等の休日・祝日が含まれることから、環境影響評価法第7条の規定による1月間から50日間に延長した。

(5) 縦覧閲覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者）は2名であった。

2) 環境影響評価方法書についての説明会の開催

環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するため説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

縦覧期間中の説明会は、新型コロナウイルスの感染状況が拡大傾向にあり、感染防止を図るため延期としたことから、方法書の縦覧等に関する公告には延長に関する記載を行った。

後日、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて説明会の日程を決定し、事業者のウェブサイト及び広報誌で開催公告を行った。 [別紙5、別紙6]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：令和3年4月9日（金） 18時から20時まで

開催場所：望来コミュニティーセンターみなくる

来場者数：23名

開催日時：令和3年4月10日（土） 10時30分から12時30分まで

開催場所：望来コミュニティーセンターみなくる

来場者数：18名

また、説明会の中で追加開催の要望があり、以下の日程で追加の説明会を開催した。

開催日時：令和3年5月8日（土） 18時から19時15分まで

開催場所：聚富会館

来場者数：10名

3) 環境影響評価方法書についての意見の把握

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙 7]

(1) 意見書の提出期間

縦覧期間中の意見書の提出期限は、令和 2 年 12 月 23 日（水）から令和 3 年 2 月 24 日（水）までとした（郵送の場合は当日の消印有効とした）。

なお、住民説明会を延期したことから、住民説明会後の意見書の提出は令和 3 年 4 月 24 日（土）までとした。

(2) 意見書の提出方法

意見書は以下の方法により受け付けた。

- ・ 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・ 事業者への郵送による書面の提出
- ・ 住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 28 通、意見総数は 50 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見並びにこれに対する当社の見解は以下に示すとおりである。なお、意見は概要ではなく、原文のまま掲載した。

環境影響評価方法書に対する一般の意見及び事業者の見解

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
環境影響評価手続き等について		
1	<p>■評価書に対する各大臣意見に対して事業者(貴社)の見解は『検討を行う』『低減に努める』というもので、意見に対し真摯に答えているとは受け取れません。どのように検討を行うのか、また低減の具体案を早急に、市民および知事、各大臣に対してしっかりと示してください。</p>	<p>準備書段階において、現地調査を行った結果をもとに、予測・評価を実施し、低減の具体案についてお示しいたします。</p>
2	<p>○北海道の厳冬期にアセス書の縦覧をすべきではない。</p> <p>現在(2021年2月24日早朝)、冬の雷鳴とともに吹雪が吹き荒れ冬将軍が居座っています。戸建ての住宅は、除雪をしなければなりません。また、このような吹雪の中、私は意見書を投函するために歩いて行かねばなりません。</p> <p>北海道の厳冬期にアセス書の縦覧をすべきではありません。</p> <p>マイカーを持たぬ高齢者は冊子のアセス書を見るため、コロナ禍の中、雪でツルツルの路面を慎重に歩き、転ばぬようにして、縦覧に行かねばなりません。積雪期に外出して転んで腕を骨折した人、頭を強く打って入院した人、様々います。このような時期の縦覧は、住民の生活環境を全く無視して行われています。</p> <p>住民の生活環境について配慮し、予測・評価をする目的の図書が、住民の生活環境を全く無視して実行されているとは、おかしい話です。地域の特性を勘案して環境影響を回避または低減している姿とは言えないと思います。北海道の厳冬期にアセス書を縦覧することを、事業者は厳に慎むべきです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。事業計画進行上、冬季縦覧となってしまったためご理解下さい。今後の環境影響評価手続きの参考とさせていただきます。</p>
3	<p>○コロナウイルス感染防止が理由の住民説明会の中止は、おかしい。</p>	<p>縦覧期間中は、新型コロナウイルスの感染状況が拡大傾向にあり、感染防止を図るため説明会は延期といたしました。その後の新型コロナウイルスの</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>住民に対する説明をするのには、感染症対策を十分に行い、時期をずらして延期して開催すべきです。縦覧をしてしまった以上、中止ではなく、延期にすべきです。どのように時期がずれ込もうとも、住民説明会は延期して開催すべきです。</p>	<p>感染状況を鑑みて、2021年4月に住民説明会を開催いたしました。</p>
事業計画等について		
4	<p>私の先祖は明治28年、石川県野々村から大地を開拓する夢をいだき、村をあげて「決死の覚悟」で移住してきました。</p> <p>歴史のある土地で少人数ではありますが、代々土地を受け継ぎ丁寧に生活してきました。</p> <p>残念ながら聚富小学校は令和2年3月120年の歴史に幕を閉じましたが、風光明媚な土地は医療福祉事業「ひびきの丘」により人々が集まり、コミュニティを築く大切な場所に生まれかわります。この施設では自然豊かな場所で、地域の皆様と一体となって「衣・食・住」をテーマに自らの手でこれを作り上げることを目的としています。</p> <p>医療はもちろんのこと福祉や介護にまで焦点をおき、道内はもちろんのこと道外からも訪問を予定し、既存の施設を極力使用し、宿泊施設もつくり、人々が「心から休まる、ここにきて良かった」と思える安心、安全で安息の場所をつくらうとしています。その「大切な場所」に近代的な電力事業は必要ありません。</p> <p>自然は一度破壊されると復元不可能です。人の手を加えることは許されないのです。</p> <p>昨今、新聞等でとりざたされている低周波や電磁波の健康への影響は甚大であり、決して人ごとではありません。睡眠障害は朝早くから農作業をする地元の人々の体力をうばいます。</p> <p>民家からはなれているからと自分たちの理由を押しつけないで下さい。</p> <p>建ってしまったからでは壊すことはできませんから。被害を訴えても関係ないと逃げるのは事業者です。難しい言葉や数字をならべ、たくさんの資料を用意しても私達が理解し納得しなければ「共生する」ことはできないのです。</p>	<p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>事業者は住宅等への影響について極力低減するように努めているとっていますが、設置することそのものが「悪」なのです。</p> <p>声すらあげることのできない動植物を人々の手で守ることこそが私達人間としての責務です。すでに建設されている、石狩地区の風車をみて「きれいで、すてきだわ」と感動する人がいるでしょうか？心おだやかに暮らしたいと願う住民のすぐ目の前で、風力発電の巨大なプロペラがまわっていて、景観を圧迫していないといえるのでしょうか？</p> <p>先人が命がけで開拓をし、汗みずをたらし、守り続けてきた大地を破壊するのはやめてください。</p> <p>大型風力発電計画に断固反対します。</p> <p>これからの未来のために断じて許すことはできません。</p>	
5	<p>私は旧厚田聚富小中学校にて統合医療の実践の場「ひびきの丘」開設に立ち上げメンバーとして加わっております。今回「ひびきの丘」近隣に風力発電の巨大風車が建てられる計画があるとお聞きし非常に驚いております。</p> <p>再生可能エネルギーは自然破壊に対する影響は少ないと言われていても、騒音や超低周波音による「ひびきの丘」スタッフや利用者、近隣住民への健康被害は計り知れないです。それは聞こえないとしてもです。</p> <p>太陽光も一部遮られるでしょうから「ひびきの丘」で予定されている農業部門や近隣で家庭菜園を楽しむ方々の作物への影響も少なくないのではと推察します。</p> <p>近くにはゴルフ場もありますが、風車が近くではのんびりゴルフもしてられません。渡り鳥類の飛行経路も邪魔したり、風車への衝突も回避できないでしょう。</p> <p>万一、風車の影響で健康被害が出た場合の補償はどうなりますか？もっと健康になる為、又はもっと病気を治す為に計画している「ひびきの丘」に悪影響を及ぼす可能性のある風車建設には絶対反対です。</p> <p>中止を求めます。宜しく願い申し上げます。</p>	<p>地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
6	<p>風力発電については原子力や火力に比べクリーンなイメージがありますが、方法書を拝見し、国や道から重大な懸念が示されていることを知りました。計画では聚富小中学校跡地の利活用を注視するとあります。</p> <p>そこは、統合医療による地域包括ケアの日本のモデルになる施設をつくる計画があり、様々な病気やストレス、孤立に苦しむ人に医療、食、住まいをトータルに提供支援を行う場となることを期待して待っています。利用する人の中には目にも耳にも外からはわからない超低周波音や電磁波による障害又、化学物質過敏症の人の治療や改善目的も想定されていると聞いていることから、聚富小中学校跡地に風車が建設されることは考えられない状況です。</p> <p>◎聚富小中学校跡地付近への設置の計画を変更していただくことをお願いします。できれば見えない距離くらいまで遠くをお願いします。</p>	<p>新規の医療施設に関しては風力発電機までの離隔を 1.2km 確保し設計変更を致します。</p>
7	<p>自然景観の美しい北海道 北の大地に憧れて、北海道統合医療学会が取り組む予防医学のまちづくり石狩市廃校(旧聚富小学校)を活用した【ひびきの丘プロジェクト】に胸を熱くして共感している者です。</p> <p>風力発電機の是非については、関係者、専門家の方々が吟味に吟味を重ねてご計画したのもだとは思っておりますので、風力発電そのものに対して頭から反対と言いたいわけではありません。</p> <p>しかし、景観もさることながら 騒音 低周波などによる健康被害を考えたときに、風力発電の風車の 1 基が旧聚富小学校から僅か 600m 辺りに建設を予定されていることを知り、愕然としております。</p> <p>もう少し設置する場所についてご検討いただけないものでしょうか。</p> <p>未病にアプローチする予防医学を唱える、ひびきの丘に於いて騒音 低周波による健康被害はあってはならないものです。老若男女 富める者も富まざる者も、既に病を持ち闘病中の人でも健全な今を生きている人も、分け隔てなく平等に自分の身体の健康を衣食住から見直して、自然とともに生きて行こうという取組です。</p>	<p>新規の医療施設に関しては風力発電機までの離隔を最低 1.2km 確保した計画に変更致します。事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>ご多用とは思いますが、今一度設置場所についてご検討していただけないかと思ひ素人ながらも意見書として、一声挙げさせて頂きました。</p> <p>宜しくお願ひ致します。私が鹿児島地の地から、まだ見ぬ石狩のひびきの丘です統合医療実現の場としての聚富小学校を、イメージしたイラストです。拙ない絵ですが、人々が明るく楽しく健やかに集うこのひびきの丘に、健康被害の懸念されるものはあつて欲しくないのです。</p>	
8	<p>今回の「環境影響評価方法書」に示された風力発電機配置検討位置の WT4 について</p> <p>現在、旧聚富小中学校の建物を活用した統合医療（近代西洋医学と伝統医学や代替医療を統合）による医療福祉事業の計画が進められています。</p> <p>つひては統合医療による医療福祉事業の計画している施設と御社の WT4 が極めて近接することになることから、双方において、調整をお願ひするとともに、地元住民の不安の解消に努めていただきたくお願ひいたします。</p>	<p>新規の医療施設に関しては風力発電機までの離隔を最低 1.2km 確保した計画に変更致します。</p> <p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
9	<p>電気は足りています。何のための風力発電なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦自然を破壊して作る風力発電に反対です ◦低周波は遠くまで届きほとんど減衰しない <p>地域住民の健康が心配だ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦風力発電は風しだいの不安定な発電なので安定的に電力を供給するために常に調整電力が必要だ ◦発電した電気は需要に関係なく必ず全量高価な固定買い取り価格で買い取られる。再エネ賦課金という形で電気料金に上乘せされ私たちに重い負担となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・もうけるのは… ・支払うのは… ・被害を受けるのは… 	<p>政府が掲げる 2030 年及び 2050 年の脱炭素社会実現に向けた動きとして、非効率石炭火力発電所廃止の方針が示される状況下など、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠であると考えております。</p>
10	<p>厚田の自然が大好きでくらしているのに、人工物を作ることで景観を悪くされたくないです。</p> <p>植物や動物も含め生きずらくなるのは困ります。夜も光がつくと星が見えなくなるのではという心配もあります。</p>	<p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>低周波で人体にも影響があるということも書いています。</p> <p>私達の生活をおびやかす風車の建設は絶対にやめてほしいです。</p>	
11	<p>■最大総出力 33,600kW は現実の出力になってはいない。</p> <p>・厚田区の 30 年間の平均風速は 3,7M/s とあり、最大総出力 33,600kW は夢のエネルギー想定出力計算となっていて、到底納得できるものではない。</p> <p>このような仮想データを持ってきて計画を推し進めることには賛成できません。</p> <p>・樹木を伐採し、強化プラスチック・鉄・レアアースで風力発電機を作る過程でも膨大な CO2 を排出する。</p> <p>・設置までには搬出入の造成(CO2 を吸収する樹木を伐採も行う)などで重機・トラックなどから膨大な CO² を排出する。</p> <p>・CO² 削減とうたっているが、いまだに製造・設置・稼働時・廃棄までの削減データは示されていないのではないか。</p>	<p>総出力は 33,600kw となります。</p> <p>風況調査も実施しており、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
12	<p>■工事用資材の搬出入、搬入道の造成などにより樹木の伐採が行われます。これにより計画地の真ん中を流れる普通河川(東側の一級河川と合流する)への影響はもとより、生物・生命体への負荷が大きいことは明らかです。</p>	<p>現段階では、工事用資材の搬入路のルートは未定ですが、改変面積が極力最小となる搬入路計画及び濁水対策を行ってまいります。</p>
13	<p>■風力発電装置の使用後の処理技術は未だに確立されていないのは原発と同じである。</p> <p>・処理方法やその後どのように現地の環境を回復するのかを示してください。(基礎のコンクリートを除去も含めて)</p>	<p>処理方法につきましては、今後有識者・行政機関等の見解を踏まえ実施致します。また風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p>
14	<p>■自然豊かなこの地域に、環境・景観などを大きく変え、生命体へのリスクも、人への健康影響も心配されている中で、新た風力発電装置は、もうこれ以上要りません。</p>	<p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
15	<p>■地域で利用する電気量以上のものを押し付けないでください。</p> <p>★このような〈環境影響評価方法書〉では全く納得のできるものではありません。この無謀・無茶な計画</p>	<p>政府が掲げる 2030 年及び 2050 年の脱炭素社会実現に向けた動きとして、非効率石炭火力発電所廃止の方針が示される状況下など、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠であると考えております。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>に GO サインを出さぬよう、関係各位さまに強く望みます。</p> <p>以上</p>	
16	<p>下記のとおり環境保全の観点から、貴社には本事業から撤退することを強く求める。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象事業実施区域からたった百m単位以内に住宅等が点在している。(超)低周波による環境被害は免れない。知見がなく、影響がないと言い切れないのであれば、なおさら許されない。 ●景観を破壊する。 ●風車ブレードのバードストライクが動物を殺す。動物愛護に反する。 ●対象事業の目的において、再生可能エネルギーを「クリーン」としているが、「クリーン」ではない。例えば、風車に必要な金属資源を採取する際にエネルギーを消費したり森林を伐採する、風車の部品に石油を使う、電気を使って風車の部品を作る、風車を外国から輸入するのにエネルギーを使う、再利用できない風車の羽を埋め立てる、再利用可能な部分をリサイクルする際にエネルギーを使う、ざっとこれらを挙げてみても「クリーン」ではない。「クリーン」ではない以上、本事業の目的は失われているのであるから、事業として継続することは不可能である。 ●対象事業の目的において、「地域的な要請」とある。しかし、石狩市民らが会を立ち上げて、環境破壊や健康被害を引き起こすとして風量発電所の建設に反対している。札幌市民としてもこれ以上の風車の設置には反対である。「地域的な要請」に反している以上、本事業の目的は失われているのであるから、事業として続行することは不可能である。 ●対象事業の目的において「地球温暖化防止対策」とあるが、CO²を吸収する森林を破壊するなど本末転倒である。野蛮な環境破壊をやめるべきである。また、人為的 CO²温暖化説は定説はない。本事業が「地球温暖化防止対策」となる科学的根拠を挙げなければならない。本事業が「地球温暖化防止対策」になるとは言い切れない以上、目的が金儲けでない限り、本事業の目的は失われているのであるから、事業として続行することは不可能である。 	<p>風力発電事業においてバードストライクは発生する可能性があるものと認識しており、事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
17	<p>環境保全の立場から、<u>本計画は中止する</u>ように、要望いたします。</p> <p>立地予定地は、自然生態系を守り、多くの動植物の生息する重要な場所です。</p> <p>万が一風力発電施設が設置されると、元の環境に戻すには、何百年もの歳月と莫大な費用がかかる事は理解されていますか？</p> <p>貴社の会社形態では、資金や人材が不足すると考えますが、施設の寿命後に<u>原状復帰</u>できるのでしょうか？</p> <p>現状の自然の豊かな山地に、巨大構造物が立ち並ぶ風景が、エコロジーな考え方には思えません。</p> <p>まさに環境破壊そのものだと思います。</p> <p>貴社において、現場にて生活する関係者は何家族おられますか？一生住み続ける住民の生活のクオリティは、調査報告は実行していただけるのですか？</p> <p>売電目的の構造物は、自社敷地ないに建ててください。</p>	<p>資源エネルギー庁ワーキンググループの指標をもとに現状復旧にかかる費用の積立を実施しておりますため、風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p>
18	<p>風力発電事業について、大自然の中に人工物を作ることで起こる悪影響についてもう1度考え直して頂きたいと思います。私の祖父母は定年後札幌から自然の多い厚田に引っ越しして来ました。理由は自然の中で動物、植物と暮らしたいと考えてのことです。ですが、今その生活をあなたがたの勝手に破壊するのはいかがなものかと思えます。抵周波により鳥やコウモリなどの動物はおろか人間にまで悪影響をもたらす人工物を建てるのは辞めて頂きたいと思います。せっかく自然が多く渡り鳥が沢山くるこの地をどうか守っていけるような配慮が今のあなたたちには必要だと思います。どんどん自然を減らし未来の子供たちをがっかりさせないで下さい。電気も大切なのは分かりますが1度破壊した自然は元には戻らないことを改めて考えてください。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
19	<p>この地の聚富に札幌から移住して、10年以上がたちます。聚富は西に日本海があり小高い丘の上にあります。原野にかこまれているこの地は実に自然が残っている事が良くわかりました。</p> <p>動物、昆虫、植物まで、季節ごとに楽しませてくれます。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>2011年の原発事故以来、わがもの顔で、自然エネルギーが進められてきました。さらに温暖化でCO2削減のもとに、風車、太陽光などエネルギーを転換を旗印に推進して来ました。</p> <p>石狩では国のお金を使いゾーニングが論議されこの地もその地域があります。離れていれば良いものではありません。自然環境は、その地点を守れば良いものではありません。</p> <p>風車は大型化し、自然をこわし、金儲けとしか思えません。それは自然破壊を平気です。我々人間は自然にまもられている事をしっかり自覚すべきです。こわれた所はもとにもどすことが出来ない事をしっかり考えるべきです。計画を中止すべきです。</p>	
20	<p>聚富には、長い間農業を営んできた方や、私たちの様に、この場所が気に入って移住してきた人達が多く住んでいます。私達は、死ぬまでここに住んでいたいと思っています。ここでは、樺戸三山が見え、少し下っていくと、芦別岳や夕張岳、海の方には暑寒別岳、積丹岳が見える場所です。又、ここは自然度100の土地ではないけれど、多くの野生動物のすみかです。いろいろなヘビや、野鳥が多く暮らしていたり、渡り鳥として、やってきます。大変めずらしい、オオジシギは毎年この場所にやって来て、春の空で騒ぎます。望来の方まで行くのや、八の沢で営巣しているのが、確認されています。現在、“保護しなくてはいけない鳥”とされています。</p> <p>風車がたつと、低周波による健康被害を受ける人達が、多勢います。多くの人達も私達と同じように、「死ぬまで、ここにいたい」と思っています。貴社の調査でも、周辺に多くの民家があると書かれています。</p> <p>朝日も、月も、風車が建設される予定の方向から、出てきます。</p> <p>風車のピカピカ光る航空障害灯と一緒に見たくないです。</p> <p>風車を建てる計画よりもずっと前から、ここには、石狩市民がくらしているのです。</p> <p>環境をこわさないで下さい。</p> <p>風車建設をやめて下さい。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>上記を踏まえ、事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
21	<p>○設置したけど回ってない風車をいつも見えています。</p> <p>石狩放水路横に何年もずっとプロペラが回らない風車があります。かりんぷうという愛称の、いしかり市民風力発電の風車です。回らないままずっと建っています。この風力発電機を見ていると「持続可能な風力発電」ではないという大事なことを、教えてください。風力発電機が建っているまちだからこそ、風力発電に市民が疑問を持つのです。風力発電への信頼は低いのです。これ以上はもう、建てないでください。</p>	<p>事業実施の際は、適時メンテナンスを実施し地域の方々にご心配されないよう事業運営に努めてまいります。</p>
22	<p>○北電ネットワークとの系統連系について配慮書に対する住民意見への事業者回答の中で「電力会社との基礎的な電力協議は完了し、接続契約について具体的に着手しております」(7-17 ページ)とあります。また、方法書では「変電所と蓄電池を当別町に予定」(2-14 ページ)とあります。蓄電池を併設する風力発電所の場合は、系統連系の制約を受けないため、『電力会社との基礎的な電力協議は完了』ということでしょうか？蓄電池・変電所の規模と場所を示してください。自営線を引くために、森林を伐採することはありませんか？</p>	<p>電力会社との協議は完了しております。蓄電池・変電所・自営線につきましては、今後の準備書でお示しさせていただきます。</p>
23	<p>○風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業について</p> <p>平成 29 年度と平成 30 年度の 2 年間で、石狩市が環境省のモデル事業に補助金 6000 万円を受けて行われました。ゾーニングマップと同時に導入可能な数値も示されています。表 19 ゾーニングマップエリア別面積に、「導入可能エリアの面積は 0.0km²、内訳は陸域 0.0km²、海域 0.0km²」となっています。</p> <p>石狩市では、風力発電に係る導入可能面積はゼロ平方キロメートルである、という結果になりました。この結果を尊重してください。</p> <p>環境省の委託を石狩市が受けて、検討を行った結果の数字です。この数字を尊重してください。</p>	<p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、石狩市のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
24	<p>○北海道では、2018 年 9 月 6 日に北海道電力のすべての電源がダウンしてしまいました。水道のポンプ場の電源も失われ、我が家では水道も電気も止まってしまいました。その時、我が家の近くから見えるエコ</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後電力会社・行政機関等の見解も踏まえ検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>パワー社(3,300kW・2基)の風力発電機は航空障害灯を点滅させていましたが、プロペラを回転している様子はなく、『災害時には全く役に立たなかった風力発電機』でした。</p> <p>2018年1月に稼働を開始したばかりの、最新鋭の発電機のはずですが、北海道のほとんどの地域の停電が回復して、20%の節電要請がされていた時は、2基のうち1基しか回転せず、一般事業者と同じような20%節電運転をしているようでした。地元企業にも住民にとっても、災害時に全く役に立たない発電所でありました。</p> <p>(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業は、蓄電池・変電施設・系統連系点が当別町に建設予定という計画です。石狩市民のための発電所では決してありません。石狩市の大切な自然を壊すだけ、北海道の大切な自然を壊す計画です。北海道はその地理的關係から、自然条件が他の都府県に取って代わることのできない位置にあり、大変重要な地域特性を有します。</p> <p>稼働後は電気代に加算された再エネ賦課金を、私たち国民が負担することになります。どう考えてみてもおかしな仕組みです。</p> <p>この、(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業の環境影響を回避する手段は、計画を断念する以外にありません。断念して、環境影響を回避してください。</p>	
25	<p>5年程前と思いますが、厚田区域の風車建設現場を見学いたしました。</p> <p>一基2000KW二基の、今から思うと小規模のものでしたが、山肌がむき出しになり、搬入のための道路は木々を倒して拡張され無残でした。</p> <p>御社が計画の事業は最大3万3600kW8基という、前記の風車とは比べ様もない大規模のものです。</p> <p>どれ程の自然が破壊されるのでしょうか。</p> <p>また、予定地は人家・別荘・施設等が近く、生活環境の悪化が懸念されます。</p> <p>因果関係が証明されるのは非常に困難なのが風車病と聞いています。総て買電用ですのでいざという時にも地域住民には何の恩恵もありません。</p>	<p>事業者と致しましては、地域住民の方々の生活や自然環境を手放させる認識ではなく、環境影響評価法に基づき適切に調査・予測・評価を実施し、環境保全措置による影響の回避及び低減を行う所存です。より良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
26	<p>2 旧聚富小中学校が医療関係施設に</p> <p>石狩市が進めている閉校等利活用事業に、札幌市の医療施設が応募して採用になったときいている。石狩市民として、厚田区のだとかで自然豊かな自然の中で、病をかかえている方々が、保養・療養することで、健康を回復することができる施設ができることは大いに歓迎し、応援したいと思っている。この視点に立てば、大型風力発電施設は、この場所にあってはならない施設となる。</p> <p>旧聚富小学校から最寄りの風力発電機との距離は約1kmしかなく、石狩市風力発電ゾーニング計画では、1.3kmは距離をとらなければならないとしていることから、不適となる。</p> <p>現計画での風力発電施設全体からの騒音・超低周波音の影響を考えると、医療施設への影響は回避できないと思われる。したがって、この計画は中止すべきではないか。</p> <p>また、風車の影、景観についても、あまりに近すぎる。計画の早いこの段階で撤退することを勧める。</p>	<p>新規の医療施設に関しては風力発電機までの離隔を最低1.2km確保した計画に変更致します。</p> <p>環境影響評価法に基づき、騒音について現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>超低周波音については環境影響評価の手続き上、調査・予測・評価は対象外となっておりますが、事業者の自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行います。</p>
27	<p>方法書について環境保全の見地から意見を記載します。本方法書に記載されている対象事業実施区域に隣接する旧聚富小中学校は、当協会が石狩市の協力のもと進めている閉校等利活用事業、医療福祉事業「ひびきの丘」の施設です。本施設は、統合医療クリニックを含み、自然環境の中で健康を取り戻すことを目的としていると同時に札幌圏で電磁波や低周波音により体調不良となった市民の治療施設としての位置づけもあります。さらに、厚労省が進める地域包括ケアシステムの地域モデルとして、地域の充実と石狩市の医療福祉地区として拡充していくことにより、石狩・札幌圏はもとより道内外、海外からの訪問者を想定しています。風車は当施設からわずか1kmのところ設置することになっており、石狩市風力発電ゾーニング計画でも医療施設からは1,300m離さなければならないとしていますので、直ちに事業計画の変更をお願いします。方法書では、閉校になった旧聚富小中学校の今後の利活用に留意すると記載されていますので、今後は「配慮が特に必要な施設」に医療施設として記載し、さらに「配慮が特に必要な施設(医療施設)及び</p>	<p>旧聚富小中学校が医療福祉事業「ひびきの丘」になったことから、医療施設として石狩市風力発電ゾーニング計画を参考に風力発電機まで最低でも1.2kmの離隔距離を確保した計画にいたします。また、調査地点についても「ひびきの丘」様とご相談のうえ追加させていただきます。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>住宅等の位置」に加えることをお願いします。また、工事中の振動と騒音・超低周波音について、音関係は「ひびきの丘」の近くが調査地点となっていますが、振動については調査地点になっていません。機材の運搬ルートである道路沿いが調査地点として3箇所設定されていますが、医療施設という特殊性があるので振動の調査地点に追加を求めます。「風車の影」については、「風車の影調査地域」に、配慮が特に必要な施設(学校、病院)及び住宅として掲載をしてください。「景観」について、主要な眺望点に「ひびきの丘」の近くが選ばれており、ここでの垂直見込角は約12.1度で、眼いっぱい大きさになります。これでは大変な圧迫感を受けますので、この点からも今回の事業は断じて受け入れることはできません。さらに「人と自然との触れ合い活動の場」調査位置が掲載されていますが、「ひびきの丘」では敷地内や周辺をまさにそのような場として活用して行くのであり、この調査地点に「ひびきの丘」を加えることを強く求めます。</p>	
28	<p>現在札幌市に住んでおりますが、聚富への移住を考えております。自然の魅力にひかれて移住を考えておりますが、人工物の増加をうかがい魅力が減っております。Outdoor系の活動も考えていますので近くに風車がたくさん建てられることは喜ばしくありません。ここにただ来て健康になれる場所をつくろうと思っておりますので、人体に与える影響が懸念されています。風車が建つことにより動物の生息地域も変わり、小さな虫たちも住むことが難しくなると思われます。みつばちが飛べなくなると農業にも影響が出ると予想されます。健康被害がでて住むことができなくなってしまった時には全額保障をしていただけるということなのでしょうか？裁判で判決がでた時だけ対応する予定でしょうか？</p>	<p>地域住民の方々に健康影響が出ることは、事業者として避けるべきであると認識しております。今後の調査・予測・評価の結果を踏まえ、適切に影響の回避及び低減に努めてまいります。</p>
29	<p>○2021年4月10日(土) 望来コミュニティセンターみなくらの住民説明会について</p> <p>説明会はキツネにつままれたような、奇妙な説明会でした。</p> <p>説明会の資料の事業者の代表者名の記載と、マイクを持って言葉で説明をした事業者が異なったからです。『私たちはここに書かれている代表社員との</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。事業者は合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所となります。水杜の郷は事業コンサルタントとして事業者から委託を受けた会社となります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>関係は全くない。住所は本当ではないと言っては何ですが、私たちの住所はつくば市です。』という『ミモリノサト』と名乗って説明をした。石狩市環境審議会での事業者説明（2021年3月26日）では、「ミモリノサト」という言葉は一度も出てこなかった。突然、住民の前だけで「ミモリノサト」と言ってきた。</p> <p>資料には代表者として『代表社員 瀬山剛』『所在地 東京都中央区京橋二丁目7番14号』とあったので、全く関係の無い人が事業説明をするやり方は、ペテンの部類の話である。</p> <p>納得できない。</p> <p>『ホームページのトップページに大型風車ではなく小型の風車の写真を載せているが、大型の風車計画は初めてか?』と尋ねると『熊本で行っている』と言っていた。それも、1000kWに満たない話であった。全く経験がないのであった。</p> <p>事業者側の後ろの席から発言があり、『どなたですか?』と尋ねると『名前と言えない』とこうなのです。会計処理について発言していたが、『議事録を取るので、名乗れない』という。</p> <p>当日の話の終りの方で、『ミモリノサト』を名乗る人が『デロイトトーマツ』のことを言っていた。</p> <p>事業者の中の名乗れない人が事業者の立ち場で発言するという、前代未聞の住民説明会は、おかしいです。石狩市民を愚弄しています。納得いきません。こんな計画はやめるべきです。</p> <p>住民説明会の議事録は公表すると言っていたので、すぐさま全文を公表してください。</p>	
30	<p>○50基の風車計画が近隣にあることについて(25ページ)</p> <p>この図には、瀬山剛氏が事業主である(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業があるが、事業者説明の際に全く触れないのは、おかしい。</p> <p>『方法書の中に、周辺の他の事業者の図があるが・・・』と話を向けると、「ミモリノサト」と名乗る人は、『どこにあるのですか?』と逆質問を住民にしてきた。『30ページくらい』と答えると、アセス説明員が慌ててその図を住民に見せた。</p> <p>『ミモリノサト』と名乗る人は、アセス書を読んでいないらしいことが分かった。これで、住民説明会に臨</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。事業者は合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所となります。水杜の郷は事業コンサルタントとして事業者から委託を受けた会社となります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>むとは、とんでもない事業説明者である。過疎地が都会の金満家に食べ物にされる話だと思った。この計画は、即刻、止めるべきである。</p> <p>いくつかの説明会が石狩市で行われたが、説明会の会場にアセス書を展示しない事業者は初めてだ。WEB 縦覧だけでは、過疎が進む田舎では、情報隠しと言われても仕方がない。住民のことを本当に考えていない事業者だ。</p> <p>『住民とは個別に対応する』と言っていたが、非力な住民にとってアブナイ話である。『デロイトトーマツ』という言葉が出てくると、これは世界中の余った金が集まる話で、厚田区緊富の素晴らしい自然環境が壊滅する話だと思う。</p> <p>厚田区の素晴らしい自然を守る見地から、この計画は絶対にやめるべきである。</p>	
31	<p>○事業者は小型風力発電機の事業者ではないか？という疑問</p> <p>事業者である合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所のホームページのトップページには、この発電所が、大型の風力発電所計画(4,200kW×8 基)であるのに小型の風力発電機(50kW 未満)の写真が使用されていることである。</p> <p>石狩市では、土地の転売で有名な、また、設置されても据え付けられただけで回らない小型風力発電機が数多くある。小型風力発電会社「株式会社 エコスマイル」の社員が 3 名くらい事業者席の並びにいたのは、なぜですか？</p> <p>小型風力発電事業者に、大型風力発電所計画の実現はできない。それを行うと環境保全を無視しての実行となり、環境破壊が甚大となる。この計画は、環境保全のために実行してはならない。</p> <p>『ミモリノサト』は上海電力が関わっていると聞く。外国のお金が、日本の再エネの固定価格買取制度に基づく高価買取に巢食うそのものではないか。デロイトトーマツがアレンジするのか？</p> <p>過疎地の土地の買い占め、樹林地の伐採で再エネ事業交付金をせしめる輩ではないのか。</p> <p>この事業は、風車を回す話ではなく、お金を回す話である。石狩市民の望まぬお金を回す話は、行っではならない。</p>	<p>誤解を与える結果となりましたこと深くお詫び申し上げます。事業者は合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所となります。水杜の郷は事業コンサルタントとして事業者から委託を受けた会社となり、エコスマイルにつきましては用地確保として水杜の郷から委託を受けている会社となります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業に反対だ。</p> <p>事業者はこの事業を止めるべきである。</p>	
32	<p>① 対象事業の目的として「地球温暖化防止対策」を謳うのであれば、本事業を即刻中止するのが貴社に課せられた唯一の使命である。森林破壊は光合成による二酸化炭素の吸収を妨げるからである。森林の破壊をやめることが最大の「地球温暖化防止対策」であり、山中に風力発電所を設置して森林破壊しておきながら「地球温暖化防止対策」を貴社が掲げることは論理が完全に破綻している。その他、森林破壊は(1) 動物を殺し、住み家を奪う、(2)土砂を流出させ、川と海を汚染する、(3)山の保水能力を低下させ、土砂災害を誘発する、(4)景観を台無しにするなど問題点が山積している。</p> <p>本事業は自然破壊そのものであり、「地球温暖化防止対策」のために本事業は中止するしか道はない。</p>	<p>森林法に基づき有識者・行政機関等、協議を実施しより良い計画を検討してまいります。</p>
33	<p>② 対象事業の目的として「地球温暖化防止対策」を掲げているが、人為的な二酸化炭素が地球温暖化の主要因ではないとする見解もある。また、風車に使用する材料の調達や風車の製造過程から撤去後の廃棄までの二酸化炭素排出量を勘案した上で、本事業によってどれほど二酸化炭素が削減されるのか数値で根拠を示すことができない以上、本事業を「地球温暖化防止対策」とする根拠がない。「地球温暖化防止」に資するどころか、「地球温暖化」を促進する可能性のある本事業は中止すべきである。</p>	<p>政府が掲げる 2030 年及び 2050 年の脱炭素社会実現に向けた動きとして、非効率石炭火力発電所廃止の方針が示される状況下など、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠であると考えております。</p>
34	<p>③ 対象事業実施区域から住宅までの最短距離が 800m などという近距離は論外である。風車から住宅までの最短距離が 800m 余りという事業が可能であり、(超)低周波音による健康被害を避けられそうにない。安全だと言うのであれば、本事業規模の風車から住宅までの最短距離が 800m である先行事例及びその疫学調査結果を示すべきである。それを示すことができない以上、住民の命と健康を守ることはできないため、本事業は中止すべきである。</p>	<p>石狩市ゾーニング計画をもとに事業計画を検討しており、ご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
35	<p>④ 対象事業の目的に、風力が「クリーン」との記載がある。しかし、化石燃料と比べて風力が「クリーン」である根拠が全く不明である。風力を「クリーン」だと</p>	<p>日本の主なエネルギー源である石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は、限りあるエネルギー資源であり、化石燃料は使用に伴い地球温暖化の原因</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>する前提で進める本事業が環境保全に資するどころか、逆に地球環境を破壊する可能性がある。よって、本事業は中止すべきである。</p>	<p>となる CO² が排出されます。その点再生可能エネルギーで発電を行う場合においては化石燃料発電と比べ大幅に削減できるためクリーンエネルギーという認識でございます。</p>
36	<p>環境大臣、経済産業大臣が配慮書に対する意見でも述べていますように、ここ石狩は国内の希少動植物が多く生息している場であります。</p> <p>貴社見解では、適切な調査、予測及び評価を行い影響回避又は極力低減するよう努めます、とありますが、具体的にどのように回避又は低減するかを全く示していません。</p> <p>その他の経済産業大臣の意見に対する見解も同様に具体策を示さず、誠意を感じられるものではありません。</p> <p>道路の拡幅工事、基礎設営工事による自然破壊と、土砂災害及び水源の汚染はあつてはなりません。しっかりとした対策もなしに事業を進めることに反対します。</p> <p>このような見解で方法書へと進み、自然破壊のみならず、健康被害も発生することが(既に海外の研究発表されている)が確認されている風車を立てることに強く反対します。</p> <p>CO² 削減のため、国策に後押しをされ行っているという態度が読み取れます。</p> <p>しかし、風力発電装置を作るのに化石燃料のエネルギーを使い、多くのCO₂ を排出しています。更に稼働時には常に、モーターの潤滑油のモリブデンが必要です。このモリブデンを採るために、海外の熱帯林や、熱帯雨林が喪失している事を存じないのでしょうか。</p> <p>使用後20年を経た風力発電の羽は(リサイクルが難しい)そのまま埋められている状況をご存知のことでしょう。</p> <p>リサイクルも海外では始めましたところもあるようですが、これも莫大なエネルギーを浪費しCO₂ 多く排出します。採算が合わない・今後廃棄されてくる羽の枚数に追いつかない等、実用化には至っていません。</p> <p>代表の瀬山 剛氏は、この場所に足を運んだことはあるのでしょうか。年間を通してこの場の自然を味</p>	<p>準備書で詳細な調査・予測及び評価を行い、具体的な回避又は低減策をご提示致します。</p> <p>また今後の工事計画を進める中で、具体的な造成計画・防災対策をご提示致します。</p> <p>処理方法につきましては、今後有識者・行政機関等の見解を踏まえ実施致します。また風力発電設備・コンクリート等を撤去するとともに地権者の方々の意向も踏まえながら地形復旧し、また森林法に基づく植栽復旧計画も対応致します。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>わったことがおありでしょうか。一度壊された自然は元に戻すことは不可能に近いことです。</p> <p>この地域には他事業者による大型風力発電計画も多々あります。</p> <p>ポテンシャルがよいなどという文言を使い、これからもここで暮らしていく住民をないがしろにした計画からは、即刻撤退してくださることを強く望みます。</p>	
37	<p>風力発電設置に反対します。</p> <p>環境破壊、エネルギーコスト、人体への悪影響について、すでに判明している事象も沢山あります。</p> <p>建設計画を見ても有地の事情もあるのかも知れませんが、隣接しすぎています。</p>	<p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>
38	<p>風車をあちこちに建てても 30 年も持たないゴミになります。それを片付けるのにまたいらぬ電気を使います。鳥はぶつかり、そこに住む人は健康被害にかかります。</p> <p>あっちこちに建てて業者の金もうけの為に自然破壊しないで下さい。美しい自然を子や孫に渡してあげましょうよ。今だけの為に判断しないで下さい。</p>	<p>政府が掲げる 2030 年及び 2050 年の脱炭素社会実現に向けた動きとして、非効率石炭火力発電所廃止の方針が示される状況下など、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠であると考えております。</p>
39	<p>風車にしろ、原発にしろ、太陽光にしろ…自然にダメージを与えているのは誰の目にもはっきり見えているのは、事実です。</p> <p>人間が生きて行くために、資源を使ってしまっただけの良いのだろうか？</p> <p>人間は鳥や熊や、植物と同じ、自然の仲間の一員であるという心が忘れられている。</p> <p>自然というものは環境保全すれば良いのではなく…自然をこわさない様な配りよが可能な、風力発電のための風車ではない。不良品としての風車が世の中に出廻っていて、良いのでしょうか？商品としては不良品では？</p>	<p>日本の主なエネルギー源である石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料は、限りあるエネルギー資源ですが、再生可能エネルギーは資源を必要としないエネルギーです。自然環境に配慮し、事業計画を検討してまいります。</p>
生活環境等について		
40	<p>昨年閉校になった聚富小中学校において「ひびきの丘プロジェクト」という、統合医療（西洋医学と東洋医学、民間療法などを融合させた、これから主流となるであろう医療）と、年齢を超えた人生の学びを得られる施設がオープンを目指していると聞いている。また、2025 年に厚生労働省がすすめる地域包括医療システムも視野に入れて聞いている。</p>	<p>新規の医療施設に関しては風力発電機までの離隔を最低 1.2km 確保した計画に変更致します。</p> <p>環境影響評価法に基づき、騒音について現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p> <p>超低周波音については環境影響評価の手続き上、調査・予測・評価は対象外となっておりますが、</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>その施設からわずか600m程で発電事業区域となり、発電風車 WT4 まで 1km 程の計画を見ました。</p> <p>極低周波の風車騒音が、頭痛やめまいなど、体調に悪影響を与えるという事が現実として起こっているため、当該風車の設置を止めていただきたい。</p>	<p>事業者の自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行います。</p>
41	<p>御社の方法書についての私の意見です。</p> <p>御社資料 4-12(242) 表 4.3-3 事業実施想定区域(風力発電機設置対象区域)から 2.0km までの配慮が特に施設等の分布状況 によると、</p> <p>0.5～1.0km の範囲に住宅等が 115、教育施設が 2</p> <p>1.0～1.5km の範囲に住宅等が 154、</p> <p>1.5～2.0km の範囲に住宅等が 121、福祉施設が 1 とあります。</p> <p>また、表 4.3-4 では、事業実施想定区域(風力発電機設置対象区域)から 1.2km までの配慮が特に施設等の分布状況 によると、</p> <p>0.0～0.8km の範囲に住宅等が 88、教育施設が 2</p> <p>0.8～1.2km の範囲に住宅等が 67 とあります。</p> <p>さらに、閉校となった石狩市聚富小学校及び石狩市聚富中学校の施設は、令和 3 年 4 月に譲渡され、統合医療を实践する施設となる予定と聞いていますので、0.8～1.2km の範囲に医療施設も 1 となると思われます。</p> <p>低炭素、再生可能エネルギーをうたう風力発電は、あたかも自然と共存し、地球環境、自然環境、人間を含む動植物にとって、これまでの炭素排出量の多い発電方法と比べ、素晴らしい代替発電方法のようには考えられていました。</p> <p>しかし、風力発電を取り入れたドイツ、フランス、イギリス、スペイン、デンマーク、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、台湾など、諸外国では問題点が多く指摘され、調査研究が行われています。</p> <p>日本でも、和歌山県由良町、静岡県東伊豆市、愛知県豊橋市、田原市、兵庫県淡路市、愛媛県伊予町などの風力発電機が設置された場所で、不眠・頭</p>	<p>超低周波音については環境影響評価の手続き上、調査・予測・評価は対象外となっておりますが、事業者の自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行います。</p> <p>また、医療施設の予定は今後の計画に反映してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>痛・耳の痛みや圧迫感、閉塞感・肩の痛みやコリ・胸の圧迫感、息苦しさ・めまい、吐き気・全身のしびれや圧迫感など、各場所で共通した住民の体調不良が出現しています。</p> <p>オーストラリアのウォータールーという街では、平地に立つ 3000kw(高さ 125m)の風力発電機から 3km 圏の地域が上記内容の体調不良で住民が転居を余儀なくされ、ゴースタウン化していることが知られています。</p> <p>御社の計画の風力発電機は 4200kw、高さ 160m、山の上ですね。</p> <p>山の上の風車の振動は雲に反射するほか、谷にも反射することが予想され、聚富に建設予定の風力発電機も例外ではないと考えられます。</p> <p>今のところ、科学的には因果関係がハッキリとは証明されていないものの、風力発電所が建設された場所付近で同様の症状の被害が出現していることを考えると、今の科学が証明できる技術がないだけで、健康被害と風力発電所の建設には、超低周波音の振動などの何らかの因果関係があるらしい、と類推するのが賢明で常識的であろうと思われます。</p> <p>したがって、住宅や教育、福祉、医療にかかわる施設等が、聚富に計画されている風力発電機誠意予定地 0.8km 以内、あるいは 2.0km 以内の範囲に相当数あり、住民や施設利用者に健康被害が及ぶことが容易に予想され、場所の選定の方法として適切でないと考えます。また、発電方法としても適切でないと考えます。</p> <p>さらに、人間だけでなく、自然への影響も甚大だと思われます。</p>	
42	<p>■風車の電波障害で気象レーダーが誤作動したことはご存じのことでしょう。</p> <p>このことの対策はどのように考えているのかを具体的に示してください。</p>	<p>方法書の段階において、気象レーダーへの影響について気象庁に確認を行った結果、気象レーダー観測への影響を回避できるとの回答を得ております。風車の位置や諸元情報に変更になった場合には、影響の程度が変わる可能性があるため、改めて確認を行います。</p>
43	<p>○騒音及び超低周波音について</p> <p>ユーチューブで見ることのできる動画があります。超低周波音についてわかりやすく解説してあります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。参照させていただきます。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>「超低周波音による健康被害」マリアナ・アルヴェス・ペレイラ博士講演会 in スロベニア</p> <p>https://www.youtube.com/watch?v=txUVdMkVsew参照してください。</p>	
44	<p>方法書についての環境保全の見地からの意見を以下に記載します。</p> <p>1 健康影響は広範囲に及ぶ 4,200kW・8 基、33,600kW の事業を想定しているが、石狩湾新港周辺ですでに稼働中の事業と比較して、それよりも規模が大きい。石狩湾新港周辺における大型風力発電施設については、減衰しにくい低周波音の影響は、結構、広範囲に及ぶことが研究者によって予測され、風車から 4km の範囲は要注意エリアとして考えるべきと示されている。したがって、本事業も少なくともこの範囲への健康影響が予測される。周辺では、「古民家の宿」が営業しており、最近では旧聚富小中学校に医療施設が入ることに決定しており、風力発電施設の稼働はここでは無理と考える。早めに事業の中止を決断することを勧める。騒音・低周波音の測定点は 4km の範囲まで設定することを望む。また、旧聚富小中学校に医療施設が入ることが決まったので、ここでの測定も必要である。ここは大変静かな場所であるので、各測定点で風車騒音は 35dB を超えないよう求める。</p>	<p>騒音・超低周波音の測定点は、現時点の設定では風力発電機から最も離れた地点が約 2.4km となっております。調査及び予測の結果、風車騒音が想定範囲を超えるような場合には範囲を広げて調査いたします。また、旧聚富小中学校は医療福祉事業「ひびきの丘」として事業者様と相談のうえ、測定点に追加する計画です。なお、現地調査により現状の暗騒音を把握したうえで、暗騒音より明らかに高くならないような計画を検討してまいります。</p>
45	<p>さて、低周波音による健康被害は、2006 年頃から自動給湯器(エコキュート)で社会問題となっており訴訟にも発展しています。</p> <p>事業者は、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、騒音などによる生活環境への影響を回避または、極力低減するように努めるとしてはいますが、当施設から約 1km しか離れていないところに風車を設置することが妥当な根拠が示されておりません。もし風車を設置した際に、当施設への低周波音騒音の影響が明らかに認定された場合は、速やかに低周波騒音低減のための措置を講じると共に被害に対する補償の確約を求めます。</p>	<p>石狩市のゾーニング計画をもとに旧聚富小中学校から 800m の離隔を取った計画としておりました。今回は医療機関から最低 1.2km の離隔を取った計画へ変更致します。</p> <p>超低周波音については、これまで国及び研究機関等の調査結果より風力発電機による影響がほぼ無いことが示唆され、環境影響評価の手続き上、対象外となっておりますため、自主的な取り組みとして調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえ、適切に影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
46	<p>騒音、超低周波音の調査、予測について工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働の観点からご説明頂きたい。</p>	<p>調査前に、計画及び騒音、超低周波音の調査、予測についてご説明させていただきます。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
47	<p>聚富小中学校の跡地近くに風力、風車が多々来るといふ話を知りました。</p> <p>石狩を開拓してきた、土地の健康な土はどう変わるのか、鳥は自由にとべるのだろうか。</p> <p>地域の方々の日々の健康に、深い影響は無いのかと疑問をもちます。樹木が今までのように育たないのなら、生態系にも深いもんだいを投げかけるものです。心配が沢山出てくると思います。今一度、改めて、この地域での風力発電計画、及び実施については、やはり環境保全の見地から、改めて地元民の方々への御説明、対話、を、地域住民のみならず、再度して頂ける様、お願い申し上げます。</p>	<p>環境影響評価法に基づき、動植物及び生態系について現地調査を実施し、その結果及び予測・評価の結果を踏まえ、影響があると予測された場合には回避及び低減に努めていきます。</p>
48	<p>・バードストライクの問題</p> <p>御社資料 3-40(66) 図 3.1.5-1(1)、3-43(69) 図 3.1.5-2 によると、オジロワシ・オオタカの生息地でもあります。また、3-45(71) 図 3.1.5-3 によると、海ワシ類、ノスリの渡りのルートでもあります。</p> <p>(財)日本野鳥の会自然保護室 浦 達也氏によると、猛禽類の衝突死亡事例から、計画段階で計画地周辺の鳥の状況から立地についてよく検討すること、野鳥に影響のあると考えられる場所には風車を建てないこと、などが指摘されています。</p>	<p>現地調査により猛禽類の飛翔ルート及び飛翔高度等を記録し、風力発電機への衝突確率を予測、評価を行い、専門家等のご助言を頂き、必要に応じて回避、低減措置を講じてまいります。</p>
自然環境等について		
49	<p>・景観の問題、環境破壊</p> <p>巨大な発電機が建設されることで、聚富地区のどこかで自然豊かな景色が損なわれ、ありのままの美しい景観が破壊されます。</p> <p>淡路島のように台風で倒壊する可能性も、経年変化で起こりえます。大変危険です。</p> <p>数年後か、十年後か、二十年後か、風車が倒壊するか取り壊された後(ここでも莫大な費用が掛かりますね)、元の聚富の自然はすぐには取り戻せないのです。</p> <p>また、山を伐採し整地して風力発電機を建設するための土地改良という環境破壊により、その土地の自然の生態系を崩し、山崩れの誘因などにもなる可能性があります。</p> <p>風力発電機のかき回す風が花粉の飛び方を変え、草木を乾燥させたり湿らせることで、さらに生態</p>	<p>事業計画検討に当たり、自然環境及び生活環境を視野に入れ、地域住民・有識者・環境省を含め行政等関係機関のご意見・ご助言を頂きながらより良い計画を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>系、農業に影響を及ぼす可能性が起こることも考えられます。</p> <p>山の上に建てられた風力発電機が、雲や周りの山にやまびこのように反射する人為的な振動が、動植物にどのような影響を及ぼすかの科学的な安全性も担保されていません。建ててみてからわかったのでは、取り返しがつかないのです。</p> <p>自然の地形が培ってきた動物たちの環境を人為的に狂わせれば、巡り巡って人間にも影響が及ぶことは容易に想像がつかます。</p> <p>・環境省の自然環境保全基本方針(公布日:令和2年3月19日環境省告示第29号)</p> <p>第1部 自然環境の保全に関する基本構想によると、</p> <p>自然は、人間生活にとって、広い意味での自然環境を形成し、人間も含めたすべての生命が存立する基盤であるとともに、地域における固有の財産であり、限りない恩恵を与えるものである。すなわち、自然は経済社会活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、私たちの健康で豊かな暮らしのためになくてはならない構成要素を成すものである。</p> <p>特に私たち日本人は、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。</p> <p>このように、人間も、日光、大気、土、水、生物などによって構成される生態系の一部であることを理解し、自然の理(ことわり)に沿った自然と人間とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会を作ることが必要である。自然環境保全法(昭和47年法律第85号。以下「本法」という。)制定時は、経済成長に伴う開発等による自然環境の破壊に対処することが最も大きな課題であった。このため、資源の持つ有限性に留意し、大量生産、大量消費、大量廃棄という型の経済活動に厳しい反省を加え、公害の未然防止に努めるとともに、経済的効率優先の陰で見落とされがちであった自然の非貨幣的価値を適正に評価</p>	

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>し、尊重していかなければならないこととしてきた。さらに、自然環境の適正な保全に留意した土地利用計画の下に適切な規制と誘導を図り、豊かな環境の想像に努めることとされた。これらについては依然として重要な方針であり、引き続き推進していかなければならない。とあります。また、自然のメカニズムについては、解明されていない部分が極めて多い。とも書かれてあります。</p> <p>ただ単に、現在の科学技術では解明されていないだけで、自然の流れ、自然の営みの邪魔をすることで、地球の自然環境を崩し、結果として人間の健康を損ねることになるのは、地球温暖化、砂漠化、森林火災、ゲリラ豪雨など、歴史が、いや、まさに今、リアルに証明されています。</p> <p>ありのままの地球の自然と共存することしか、子供たちの未来を豊かにすることはできない。目先の利益だけを追って、これ以上自然災害を増やして子供たちの未来を絶望させてはいけない。これ以上、地球を壊してはいけない。</p> <p>自然を再生することを急がなければならない。 だから、風力発電所は要らない。 これが私の意見です。</p>	
50	<p>○鳥類について</p> <p>文化庁の文化財保護法によって、国の特別天然記念物、天然記念物が指定されています。</p> <p>石狩市では、石狩市教育委員会 砂丘の風資料館の『石狩ファイル』No.0168-01 に「石狩市で見られる天然記念物」(2018年3月31日発行)があります。</p> <p>「地域を定めて指定された天然記念物として、石狩市が含まれているものではありませんが、地域を定めず指定された動物(主に鳥類)の中には、石狩市内にも季節的に分布するもの、目撃例のあるものがあります。」と書かれている通りです。</p> <p>3-62(88)ページには、注目すべき生息地は「対象事業実施区域およびその周辺には、確認されなかった」とありますが、地域を定めず指定された国の天然記念物は、石狩市で数多くの目撃例があります。</p> <p>・コウノトリ</p>	<p>情報のご提供ありがとうございます。コウノトリを含め貴重な鳥類が生息していることを念頭に置いて、調査を実施いたします。また、調査結果をもとに予測・評価を実施し、専門家等のご助言を頂き、必要に応じて回避、低減措置を講ずる予定です。</p>

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書―道南圏域・道央圏域―(平成 5 年 3 月 北海道環境科学研究センター)第 3 節 石狩川下流部湿原(石狩・生振のミズバショウ群落)は、マクンベツ湿原として多くの人々に親しまれている場所であり、草原性の鳥、森林性の鳥、水辺の鳥が見られるところと記してあります。</p> <p>鳥類の調査報告書の中に、コウノトリについて「コウノトリはこの 3～4 年連続して春～秋に石狩川に出現し今回の調査範囲にも飛来している」とあります。3-63(89)ページの地図の範囲内です。</p> <p>さらに、コウノトリは「えりすいしかりネットテレビ」に足環をつけていない映像が捉えられています(2015 年 11 月 15 日 up)が、おそらく大陸方面からの飛来かと思われます。この撮影場所は対象事業実施区域に本当に近い場所です。</p> <p>国の特別天然記念物のコウノトリが飛び回るような場所に、巨大な風力発電機は建てないでください。建てないことが環境影響を回避する最良の方法です。</p> <p>・クマタカについて</p> <p>対象事業実施区域に接している地域に、クマタカの生息地があります。石狩市で風力発電ゾーニングを行った際の資料として、石狩市に情報を提供しました。建物の陰でアオサギを食していたので、その建物が特定でき、ピンポイントで場所が特定できるものです。絶滅危惧種のクマタカが生息しています。そのような猛禽類の生息できる自然環境は大変重要です。後世に残すべき自然環境だと思います。</p> <p>風力発電を建設しないことが、環境影響を回避する最善の方法です。</p> <p>・ハチクマ・チュウヒについて</p> <p>近接地に計画中の(仮称)八の沢風力発電事業があり、準備書段階が終了しています。この事業実施区域内にハチクマ・チュウヒの営巣地が確認されています。営巣木も特定されています。クマタカ同様、近隣でハチクマ、チュウヒの営巣が確認されています。</p> <p>風力発電を建設しないことが、環境影響を回避する最善の方法です。</p>	

No.	一般の意見の内容	事業者の見解
	<p>・コハクチョウについて</p> <p>コハクチョウは五の沢の池で見られることもありませんが、一般市民がよく目にするのが、聚富、生振の田んぼです。えりすいしかりネットテレビに毎年のように up されています。数百羽が訪れます。</p> <p>・オオジシギについて</p> <p>以前は、石狩市のあちこちでオオジシギのにぎやかなディスプレイが見られたのですが、現在は厚田在住の友人からオオジシギの季節の便りをもらいます。はるか南オーストラリアからやってきたオオジシギが厚田で繁殖します。このような希少な場所は、大切にしなければなりません。</p> <p>(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業環境影響評価方法書に示されている対象事業実施区域とその周辺をまるで取り囲むように、数多くの希少な鳥の生息、繁殖地があり、重要な地域となっています。これらの自然遺産は、大切な文化財でもあり文化遺産でもあります。これを子孫に残すことこそが大切な地球環境の保全になると思います。</p> <p>風力発電所を建てないことが、環境影響を回避し、地球環境を保全することにほかなりません。</p> <p>(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業は、断念してください。</p>	

日刊新聞紙における公告

■令和2年12月22日(火)掲載
北海道新聞(札幌本社版朝刊29面)

環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書縦覧及び説明会について

一、事業者の名称
代表者の氏名
事務所所在地
事業の種類
発電機の規模
対象事業実施区域
関係地方公共団体
縦覧の場所

二、事業者の名称
代表社員 瀬山 剛
東京都中央区京橋二丁目七番十四号
(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業
風力(陸上)
最大三万三千六百kW
八基

三、北海道石狩市厚田区聚富、望来
石狩市、石狩郡当別町
北海道環境生活部環境局環境政策課
北海道札幌市中央区北三条西六丁目

四、石狩市役所環境保全課
石狩市役所厚田支所市民福祉課
石狩市役所厚田支所市民福祉課
石狩市民図書館
石狩市民図書館
(北海道石狩市花川北七条一丁目二十六番地)
当別町役場環境生活課
(北海道石狩郡当別町白樺町五十八番地九)

五、開館日時
令和二年十二月二十三日(水)から
令和三年二月十日(水)まで
開館日の午前九時から午後五時まで(図書館は開館日時)

六、電子縦覧
説明会の開催
縦覧中に予定してありました説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため延期いたします。今後の感染状況を鑑み、説明会または代替の方法により実施する場合は、広報及び事業者ホームページ等にてお知らせいたします。

七、意見書の提出
環境保全の見地からの意見書は、縦覧場所に設置している意見箱に投函するか、問い合わせ先まで郵送して下さい。

八、投函期限
令和三年二月十日(水)
郵送期限
令和三年二月二十四日(水) (当日消印有効)

問い合わせ先
合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所(担当:渡邊 泰太郎)
〒061-1321 北海道石狩市花川北六条一丁目八番地
電話 011-331-6218 331-6215

<https://iasmrw.jp/>

関係地方公共団体の広報誌等へ掲載した公告

■広報とうべつ 令和3年1月号



給付金

ひとり親世帯臨時特別給付金「基本給付」再支給について

ひとり親世帯臨時給付金（基本給付）の支給を受けた方に、再度給付金が支給されます。まだ申請されていない方も、併せて申請を行うことで2回分の支給が受けられます。児童扶養手当を受給していない方で、公的年金受給者や家計が急変した方も対象になる場合がありますので、問合せください。

▼申請期限

窓口…2月26日（金）

郵送…2月28日（日）

（※当日消印有効）

▼提出先・問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・23-3019）

国保後期

第三者の行為によってけがや病気になったときは

交通事故や暴力行為、飲食店での食中毒など第三者の行為でけがや病気をしたときは、本来は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険証を使って治療することもできます。この場合、事前に「第三者行為による被害届」を役場に提出する必要があります。

また、医療機関で治療する際は第三者行為によるけがなどで保険証を使用する旨、お伝えください。

▼申請に必要なもの

①第三者行為による被害届

②被保険者証

③被保険者の印鑑

※交通事故の際は、事故証明書が必要となる場合があります。けがの程度が軽くても必ず警察に届け出ましょう。

▼申込み・問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係
（☎ 23 - 2467）

縦覧

環境影響評価方法書について

（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書（※）の縦覧を行います。※環境影響評価方法書…環境影響評価において、どのような項目を、どのように調査・予測・評価を行うか計画を示した図書。

▼縦覧場所

役場 1 階環境生活課窓口

▼縦覧期間 2月10日（水）まで
平日9時～17時

▼問合せ 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所（☎ 0133 - 62 - 8535）

納税

町税口座振替納付済確認通知書を送付します

町税の納付に口座振替をご利用の方に、令和2年1月から12月までに口座振替で納付された金額を記載した「町税口座振替納付済確認通知書」を送付します。納付額の確認等にご活用ください。

なお、令和3年度1月口座振替分より、町道民税および固定資産税の通知書は送付しませんので、通帳の記帳等で確認ください。

▼問合せ 税務課納税係

（☎ 23 - 2341）

水道

積雪時の水道メーター検針について

水道メーターの表示器は、建物の外壁などに設置されています。積雪や屋根からの落雪で表示器が埋められると、検針が困難になりますので、表示器周辺の除雪や物を置かないなど、ご協力願います。

なお、積雪等で検針ができない場合は、過去の使用水量を基準に認定して料金を請求し、検針ができた月に過不足を精算します。

▼問合せ 上下水道課業務係

（☎ 22 - 2411）

広 告

合同会社 石狩市厚田区 聚富陸上発電所

方法書の縦覧

縦覧期間

2020年12月23日（水）から2021年2月10日（水）まで

縦覧場所

- 北海道環境生活部環境局環境政策課（北海道札幌市中央区北3条西6丁目）
- 石狩市役所環境保全課（北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- 石狩市役所厚田支所（北海道石狩市厚田区厚田45-5）
- 石狩市民図書館（北海道石狩市花川北7条1丁目26番地）
- 当別町役場環境生活課（北海道石狩郡当別町白樺町58番地9）

※縦覧時間は開庁日の午前9時から午後5時（図書館は開館日時）

※以下から方法書の閲覧、印刷及びダウンロードが可能となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、極力電子縦覧をご利用いただきますようお願いいたします。

方法書の電子縦覧（インターネットによる公表）

方法書



表紙・目次
(PDFファイル/200.0 KB)



第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(PDFファイル/71.6 KB)



第2章 対象事業の目的及び内容
(PDFファイル/6.1 MB)



第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況
(PDFファイル/15.9 MB)



第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.2 社会的状況
(PDFファイル/12.1 MB)



第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

(PDFファイル/7.7 MB)



第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

(PDFファイル/779.2 KB)



第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(PDFファイル/11.4 MB)



第7章 その他環境省令で定める事項

(PDFファイル/6.8 MB)



第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(PDFファイル/78.2 KB)



巻末資料

(PDFファイル/6.9 MB)

要約書



要約書

(PDFファイル/23.5 MB)

- 方法書及び要約書は、2020年12月23日（水）～2021年2月10日（水）まで閲覧が可能です。
- 本書の著作権は合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所に帰属します。著作権者である合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所の許諾を得ないで、複製、転用、転売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。
- 本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 R 1JHf 1165）本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の承認を得る必要があります。
- 本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。（承認番号 R 1JHs 1050）

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛てにご郵送ください。

提出期限	2021年2月24日（水）当日消印有効
郵送先	〒061-3216 北海道石狩市花川北6条1丁目8番地 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊宛

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

ご意見記入用紙のダウンロード



ご意見記入用紙
(PDFファイル/121.2 KB)

住民説明会の開催

縦覧中に予定しておりました説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため延期いたします。今後の感染状況を鑑み、説明会または代替の方法により実施する場合は、関係自治体の広報及び事業者ホームページ等にてお知らせいたします。

会社概要

会社名 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所
所在地 東京都中央区京橋二丁目7番14号 ピュレックス京橋703 港総合会計事務所内

お問い合わせ

合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所
電話 0133-62-8535 (担当：渡邊)
※土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

北海道のウェブサイト

北海道

[? ホームページの使い方](#)
[🗺️ サイトマップ](#)
[Foreign Language](#)

サイト内検索:

[文字を大きくするには](#) [音声で読み上げる](#)

ホーム
観光
くらし・医療・福祉
環境・まちづくり
教育・文化
産業・経済
行政・政策・税

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境局環境政策課](#) > [3-1_アセス図書縦覧情報](#)

いいね! 40 [ツイート](#)

最終更新日: 2020年12月23日 (水)

◆ 環境影響評価図書縦覧情報 ◆

概ね過去2年間以内に公告された図書に関する縦覧情報を掲載しています。

縦覧期間中の事業については、事業名をクリックすると事業者の電子縦覧ウェブサイトをご覧ください。

縦覧期間	区分	事業名	手続段階	関係市町村	事業者
R2/12/23~R3/2/10	法	(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業	方法書	石狩市、当別町	合同会社石狩市厚田区聚富望来風力発電所
R2/11/30~R3/1/8	法	(仮称)島牧ウィンドファーム事業	方法書	島牧村、寿都町、黒松内町	JSEIPOWER(株)
R2/11/17~12/17	法	(仮称)北海道小樽余市風力発電所	方法書	小樽市、余市町	双日(株)
R2/11/13~12/12	法	(仮称)石狩湾沖洋上風力発電事業	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	(株)グリーンパワー・インベストメント
R2/11/11~12/10	法	(仮称)石狩湾オフショアウィンドファーム	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)
R2/9/29~10/28	法	(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画	準備書	稚内市	(株)エーエスエーホールディングス
R2/9/25~10/26	法	(仮称)石狩聚富風力発電事業	配慮書	石狩市、当別町	(株)石狩聚富風力発電
R2/8/25~9/24	法	(仮称)石狩湾沖洋上風力発電所建設計画	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	(株)JERA
R2/8/5~9/7	法	(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業	配慮書	当別町、石狩市	合同会社石狩郡当別町西当別風力発電所
R2/7/30~9/7	法	(仮称)島牧ウィンドファーム事業	配慮書	島牧村、寿都町、黒松内町	JSEIPOWER(株)
R2/7/28~8/28	法	(仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	石狩湾洋上風力発電合同会社
R2/7/10~8/11	法	(仮称)江差風力発電事業	評価書	江差町、厚沢部町	江差ウインドパワー(株)
R2/7/6~8/6	法	(仮称)石狩湾洋上風力発電事業	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	シーアイ北海道合同会社
R2/7/1~7/31	法	(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業	評価書	石狩市、小樽市	合同会社グリーンパワー石狩
R2/7/1~7/31	法	新苫前ウィンピラ発電所 (仮称)	評価書	苫前町	(株)シイウィット
R2/6/24~7/27	法	(仮称)松前2期風力発電事業	配慮書	松前町	東急不動産(株)
R2/6/22~7/22	法	(仮称)えりも地区風力発電事業	配慮書	えりも町	(株)afterFIT
R2/5/26~6/26	法	(仮称)苫東厚真風力発電事業	配慮書	厚真町、苫小牧市、むかわ町	Daigas カーストパワーソリューション(株)
R2/4/24~5/28	法	(仮称)北海道小樽余市風力発電所	配慮書	小樽市、余市町	双日(株)
R2/3/31~4/30	法	(仮称)上勇知ウィンドファーム事業	評価書	稚内市、豊富町	JSEIPOWER(株)
R2/3/13~4/13	法	(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業	配慮書	石狩市、当別町	合同会社石狩市厚田区聚富望来風力発電

事業者のウェブサイト

合同会社 石狩市厚田区 聚富陸上発電所

住民説明会の開催

以下の日時で住民説明会を実施いたします。

2021年4月9日（金） 18:00～20:00	望来コミュニティセンター みなくる （石狩市厚田区望来27-7 TEL:0133-77-3010）
2021年4月10日（土） 10:30～12:30	望来コミュニティセンター みなくる （石狩市厚田区望来27-7 TEL:0133-77-3010）

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、説明会が延期または中止となる場合がございます。その際は、当ホームページでお知らせします。

※感染拡大防止のため、お越しの際は受付にて連絡先のご記入、マスク着用にご協力ください。

意見書の提出

住民説明会のご意見を反映するため、意見書の提出期限を延長いたしました。

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、当社宛てにご郵送ください。

提出期限	2021年4月24日（土）当日消印有効
郵送先	〒061-3216 北海道石狩市花川北6条1丁目8番地 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊宛

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

ご意見記入用紙のダウンロード



ご意見記入用紙
(PDFファイル/131.7 KB)

方法書の電子縦覧（インターネットによる公表）

方法書の縦覧を住民説明会まで延長しました。

方法書



表紙・目次

(PDFファイル/200.0 KB)



第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(PDFファイル/71.6 KB)



第2章 対象事業の目的及び内容

(PDFファイル/6.1 MB)



第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

(PDFファイル/15.9 MB)



第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.2 社会的状況

(PDFファイル/12.1 MB)



第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

(PDFファイル/7.7 MB)



第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

(PDFファイル/779.2 KB)



第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(PDFファイル/11.4 MB)



第7章 その他環境省令で定める事項

(PDFファイル/6.8 MB)



第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地

(PDFファイル/78.2 KB)



第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
(PDFファイル/11.4 MB)



第7章 その他環境省令で定める事項
(PDFファイル/6.8 MB)



第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地
(PDFファイル/78.2 KB)



巻末資料
(PDFファイル/6.9 MB)

要約書



要約書
(PDFファイル/23.5 MB)

- 方法書及び要約書は、2021年4月10日（土）まで閲覧が可能です。
- 本書の著作権は合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所に帰属します。著作権者である合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所の許諾を得ないで、複製、転用、転売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。
- 本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 R 1JHf 1165）本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の承認を得る必要があります。
- 本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。（承認番号 R 1JHs 1050）

会社概要

会社名 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所

所在地 東京都中央区京橋二丁目7番14号 ビュレックス京橋703 港総合会計事務所内

お問い合わせ

合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所

電話 0133-62-8535（担当：渡邊）

※土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで

関係地方公共団体の広報誌等へ掲載した公告

■ 広報いしかり 令和3年3月号

厚生労働省では、4/1施行の高年齢者雇用安定法改正のパンフレットを作成しました。北海道労働局では高年齢者雇用安定法をはじめとした相談にも応じています。詳細は厚生労働省や北海道労働局のHPをご覧ください。(北海道労働局職業対策課 ☎011・788・9132内線3683)

ごみ減量のげん太くん
息子がつっ越すのでその準備をしておいてあげよう!

それは大抵ですね

息子の本がたくさんあって場所をとるから捨てるかと思っているの

ごみに出すのはもったいないわ! 古書店やリサイクルショップを利用したり、図書館に相談してみれば?

そうね、捨てられるよりリサイクルされる方が本もうれしいわね。さっそく調べてみるわ!

企画 いしかりこみ暮らし隊
まだ読める本はリサイクルするニヤ!

納期限	10(水)	上下水道料金(2月分)
	31(水)	後期高齢者医療保険料(第9期) 国民健康保険税(第10期) 介護保険料(第10期) 市営住宅使用料(3月分)
時間外納付・相談窓口	開設日時	25(木)17時15分~20時 28(日)10時~15時 ※上下水道料金除く
	開設窓口	市税と国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 納税課(市役所1階15番窓口) ☎72・3118 上下水道料金 水道営業課(市役所2階) ☎72・3133
※上記日時以外のご相談については各課窓口へお問い合わせください ※厚田支所・浜益支所では時間外の窓口を開設しておりません		
[石狩ハイスタブ券での納付] 平日8時45分~17時15分 ※上下水道料金と時間外の窓口では石狩ハイスタブ券が発行するハイスタブ券での納付はできません		

短いサイレンは詐欺の緊急広報です!

詐欺の予兆電話があった際、近隣の地域へパトカーで一度短くサイレンを鳴らした後に広報をしています。短いサイレンを聞いた際は、詐欺の緊急広報なのでご注意ください!

問合せ 札幌方面北警察署
☎011・727・0110

**ひきこもりセミナー
〜親なきあとのお金の話**

対象 ひきこもりの方がいるご家族
日時 26日(金)13時~14時30分
場所 花川南コミセン(花川南6・5)

講師 (社)石狩市社会福祉協議会 山崎智美さん
持ち物 筆記用具、マスク

定員 20人

申込期間 1日(月)~24日(水)

申込問合せ 石狩市ひきこもりサポートセンター ☎77・5763
※平日10時~19時

児童扶養手当

支払日 11日(木)

※昨年8月にご案内した児童扶養手当現況届が未提出の方は、支払いが受けられませんので、至急ご連絡ください

問合せ 子ども家庭課
☎72・3128

3月は自殺対策強化月間

自殺の多くは、病気・仕事・お金・人間関係などで追い込まれた末の死であり、多くが防ぐことのできる社会的な問題です。一人で悩まず相談しましょう。

また、身近な人の変化に気づいたら、声をかけてみましょう。
こころの健康相談統一ダイヤル
☎0570・064・556
よりそいホットライン(24時間)
☎0120・279・338

問合せ 保健推進課
☎72・3124

QRコード
▲おのれいホトライン

黄金山登山口に通過する林道への立入禁止

4月1日(木)~令和4年3月31日(木)まで黄金山周辺の国有林で間伐作業を行います。期間中は国道から登山口までの林道は車両・徒歩での立ち入りができません。

問合せ 北海道森林管理局
石狩森林管理署業務グループ
☎050・3160・5710

雪解け時期の公園内は危険がいっぱい

遊具付近が空洞化し、落下や挟まり事故が発生する恐れがあります。危険なので絶対に近づかないでください。

問合せ 都市整備課
☎72・3671

環境影響評価方法書の住民説明会

住民説明会

〔仮称〕石狩市厚田区聚富望来風力発電事業

① 4月9日(金)18時~20時
② 4月10日(土)10時30分~12時30分
③ 4月10日(土)15時~17時

〔仮称〕石狩郡当別町西当別風力発電事業

場所 望来コミセン「みなくる」(厚田区望来27・7)

確定申告・市道民税申告期限の延長

新型コロナウイルスの拡大防止の観点から、3月15日(月)までの申告期間を4月15日(木)まで延長します。

日時 ①16日(火)~31日(水)9時~11時、13時~16時(番号札配布8時30分、11時)
②4月1日(木)~15日(木)9時~17時

※平日のみ、②は番号札なし

場所 ①市役所1階ロビー
②税務課(市役所1階15番窓口)

問合せ 税務課 ☎72・3119

問合せ ① ② 合同会社石狩市厚田区聚富望来風力発電所 ☎62・8535
③ 合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 ☎77・5907

■ご意見記入用紙

(仮称) 石狩市厚田区聚富望来風力発電事業 環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

意見書の郵送先 〒061-3216 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 8 番地
 合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所
 意見書の提出期限 2021 年 2 月 24 日（水）〔当日消印有効〕

意見書

項目	ご記入欄
ご記入日	年 月 日
お名前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	
方法書についての環境保全の見地からのご意見 〔ご意見の理由を含めて日本語で 記載してください。〕	

注 1) ご氏名、ご住所について、必ずご記入下さい。なお、ご提出いただいた意見書並び個人情報については、個人情報保護の観点から厳重に取り扱いたします。
 注 2) 本用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をご使用ください。